

西松浦地区合併協議会 議事録

(第十一回)

日時：平成17年5月16日

会場：焱の博記念堂 2階会議場

開 会（ 14時 00分 ）

○事務局長（ 福島 清人 ）

皆さん、こんにちは。

<こんにちは>の声あり。

会議に入ります前に、本日の資料確認をさせていただきます。まず、会議次第。別冊資料2冊ございます。以上、3点をお席に配布しております。確認をお願いします。

尚、本日の会議は過半数、県の黒岩委員さんが欠席を届け出ておられますけれども、過半数出席でございますので、成立していることを報告いたします。それでは定刻でございますので、ただ今より、西松浦地区合併協議会の第11回の会議を開催させていただきます。

次第に従いまして、会長にご挨拶を頂き、引き続き会議の議事進行をよろしくお願い致します。

○会長（ 岩永 正太 ）

皆さんこんにちは。

<こんにちは>の声あり。

5月も中旬ながら、時折、夏を思わせるような日差しを感じる日もあります。この歴史と文化の森公園の木々も、本当に色濃くなってきております。

有田では、今年で102回目を迎えられました陶器市が、3年連続で100万人を超えるという、沢山のお客様で賑わい、関係者の皆さんの大変な御労苦に対して感謝申し上げますと共に、心からお喜び申し上げるところでございます。私ども西有田も、大山村と曲川村が合併致しまして50周年という節目を迎え、4月の23日と24日にかけて、町民の皆さんと一緒に盛大に祝賀イベントをさせて頂いたところです。

さて、当協議会におきましては、3月13日に合併協定書の調印式を執り行い、3月17日に両町議会で合併関連議案の議決をして頂きまして、3月28日に篠原町長さん、それに両町の議長さんにもご同行頂きまして、佐賀県知事へ合併申請書を提出致しました。

そして、4月6日と7日には、両町の職員に対して合併移行の事務説明会を開催して、849にも上る事務事業の調整、新町の条例の整備、電算システムの統合など、今後、進めていかなければならない作業の流れを確認して、現在その作業が進行しているところです。

委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、本日はご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日は報告事項が4件と協議事項2件提案されています。

どうか慎重なご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは早速、会議に入らせて頂きたいと思います。

それでは、本日の議事録署名委員として、田代有田議会議長さんと岩崎西有田町議会議長さんをお願いしたいと思います。

報告事項の第1号として、協議会規約に係る協議書の変更について、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（ 大串 学 ）

それでは、報告第1号につきまして、会議次第の1ページ目をお願い致します。

協議会規約で、2町の長が協議して定める事項につきまして、ちょうど真ん中あたりにありますよ

うに、有田町の二宮委員さんから、今回、立林幸一区長会長さん、それから、西有田町の南委員さんから、前田義弘区長会長さんに交代されましたので、ご報告致します。

報告第1号は以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

ただ今、報告がありましたように、新年度に入りましてから両町の区長会で役員交代があつておりまして、有田町の二宮委員さんに代わって、立林幸一区長会長さん、西有田町の南委員さんに代わって、前田義弘区長会長さんに、本日の会議より委員としてご参加をして頂いております。それぞれ、出来れば自己紹介をお願いしたいと思います。

○有田町区長会長（ 立林 幸一 ）

皆さんこんにちは。この度、有田町の区長会長として、この協議会の方にお世話になることになりました。泉山第一区の区長でございます。今後ともよろしくお願い致します。

○議長（ 岩永 正太 ）

ありがとうございました。
それでは、前田委員さん。

○西有田町区長会長（ 前田 義弘 ）

皆さんこんにちは。私は西有田の区長会長の前田でございます。出身は山本部落の区長をしております。今回から、合併協議会の方に参加させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（ 岩永 正太 ）

ありがとうございました。お二人とも今後とも、どうかよろしくお願いしたいと思います。
次に、第2号の幹事会規程の変更と、第3号の専門部会規程の変更について、一括して報告をお願いします。

○事務局次長（ 大串 学 ）

報告第2号につきましては、次第の2ページから3ページに、幹事会規程を掲載しております。
4ページの新旧対照表をご覧ください。
幹事の中で、西有田町の健康福祉課長さんから、企画政策課長に幹事を変更しております。次に、報告第3号ですけれども、こちらも7ページに、新旧対照表を掲載しております。
これまで12の専門部会で活動しておりましたけれども、より詳細な事務の刷り合せが必要になって参りましたので、会計部会と税務部会を追加して、14専門部会で行なうこととしております。
以上、ご報告致します。

○議長（ 岩永 正太 ）

ただ今報告がありましたけれども、何かご質問等ございませんか。
よろしゅうございますですね。はい。
次に、報告事項第4号の第12回から14回までの幹事会の会議概要について、江崎幹事長から、ご報告をお願い致します。

○幹事長（ 江崎 幹夫 ）

8ページをお開き頂きたいと思います。

第12回から第14回幹事会における協議等の結果について、報告をさせていただきます。

平成17年4月1日に第12回、4月28日に第13回、及び5月11日に第14回の幹事会を開催し、協議及び調整を行ないましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により、報告させていただきます。

1. 第12回幹事会

(1) 規程等の変更について

確認事項でございます。

協議書、幹事会規程及び専門部会規程の変更について協議し、職員人事異動による変更確認と合併移行期間を、より専門的に行なうべきとの考えから、会計部会と税務部会を追加し、14の専門部会へ変更を行なうことの確認を行ないました。

また、今後事務量が多くなると予想される字名の変更やコミュニティバスの導入について、それぞれ調整班を組織し、作業に取り組むこととしました。

(2) 合併移行準備期間の事務について

確認事項について。

新町の例規整備や電算統合などの今後の事務量について検討し、合併までの膨大な事務に対し、両町全職員をあげて早急に取り組む必要があるため、全課長会議、全職員説明会を行なうことを確認致しました。

2. 第13回幹事会

(1) 事務組織及び機構の取扱いの具体的調整内容について

確認事項について。

新町の組織機構については、合併移行準備期間の事務の根本となるものであり、早急な決定が必要との判断から検討を行い、一部今後の調整が必要との判断から、次回に確認することと致しました。

(2) 合併移行経費の負担割合等について

確認事項として。

先進事例をみても、電算統合等に多額の経費が必要であるため、その財源確保や両町の負担割合について検討を行い、具体的な補正予算の協議に入ることを、確認しました。

3. 第14回幹事会

(1) 第11回協議会の協議内容について

確認事項。

次回協議会への報告事項及び提案する事項について、内容の協議を行い、確認致しました。

(2) 合併移行経費の補正予算について

確認事項。

電算統合経費及び字名変更経費について、両町の補正予算計上予定額の確認を行い、財源については、国、県の補助支援を優先的に活用し、残額については、均等割りとすることを確認致しました。

以上、報告を終わります。

○議長（岩永 正太）

はい、ありがとうございました。

ただ今、幹事長の報告に対しまして、ご質問等ございませんか。

よろしゅうございますね。それではご了承頂いたということで。

それでは、次に2の協議事項に移りたいと思います。

最初に、協議第56号の事務組織及び機構の取扱いの具体的調整内容について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局員（ 千代田 一茂 ）

資料の方が、レジュメの方で10ページになります。

これまで協議会で、44項目の協定項目ということで、確認を行なって参りました。今後の協議会への提案につきましては、これまで、第1回から第10回の協議会で確認されたものについての、具体的な調整内容の提案ということで、行なっていきたいということで考えております。

本日は、その内の2項目を提案予定といたしております。

その一つ目が事務組織及び機構の取扱いということで、協議第56号になっております。

調整内容の欄に明記しておりますのが、これまでの協議会で確認された内容になっております。

3月13日の調印式で調印をされた内容と同一のものということで、ご理解を願えればと思います。

読み上げますと、

調整内容

事務組織及び機構の取扱いは、合併の趣旨を踏まえ、その効果を最大限に生かすため、組織・機構の統合一元化を進めるものとし、事務の合理化（行財政改革）と住民の利便性（サービスの維持・向上）の均衡を図るとともに、次の事項を基本として整備するものとする。

（1）新町の庁舎の方式は分庁方式とし、2町の庁舎を分庁舎として有効活用する。

（2）2町の庁舎に総合窓口を設置し、住民のサービスの向上に努める。

（3）新町の事務組織及び機構は、次の方針に基づき合併までに調整する。

① 住民が利用しやすく、住民の声を的確に反映することが出来ること。

② 運営の合理化を図り、簡素で効率的な事務組織、機構とする。

③ 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確なこと。

これにつきまして、欄外に明記しておりますように、第5回協議会平成16年12月16日に確認されたものです。

具体的調整内容というところが、今回の提案になって参ります。

別紙「新町行政組織・機構図」のとおりとするということで、別冊資料2の参考資料をご覧ください。

横書きになっている分です。資料の別冊資料2の参考資料、1ページが、ただ今申し上げました、第5回協議会で確認された内容と、下の方が参考法令になっております。

2ページをお願い致します。2ページ目が現在の両町の行政機構図となっております。

3ページをお願い致します。この3ページが今回の提案内容になっております。一部まだ調整中のところもございますけども、今後事務調整を行なっていく上で、まず、新町の行政組織を確認をしていかなければ、先ほど幹事長の幹事会報告にもありました通り、電算システムの統合など調整に時間を要するものもございますので、一部調整中のところを含め、今回の提案に致しております。

色分けを致しておりますので、若干説明を致しますと、3ページ右の上の方に四角で囲んでおりますように、青色の所、これが現在の有田町役場、黄色の部分で現在の西有田町の役場、オレンジのところをその他事業所等ということで、水道につきましては、現在の有田町水道事業所、教育につきましては、現在の有田町生涯学習センター、健康福祉が現在の有田町総合福祉保健センター、病院が、現在の西有田共立病院、消防本部が、現在の有田地区消防署となっております。

なお、議会と監査委員会が白色になっておりますけど、これにつきましては、現在両町の議会で調

整を行なって頂いているといった状況でございます。

同じく下の方の四角で囲んでおりますように、現在、有田町におきまして14課、4事務局、内兼務数が3、西有田町が8課、4事務局、内兼務数が2、病院が1、一部事務組合が4組合ということで、消防、衛生、歴文、特老といったことになっておりますけれども、これが合併後は、新町におきまして16課、4事務局、内兼務数が3、1病院、1消防、それから一部事務組合が特老の一つということになっております。

以上が、提案内容になっております。

○議長（ 岩永 正太 ）

ただ今説明がありましたけれども、何かご意見ご質問等ございませんか。

何かございませんか。どうでしょうか。

いいですか。議会の方が、まだあれですけれども、一つ両町議会でお話を願うということで。

議会事務局長がここに入れとらんね。

○事務局長（ 福島 清人 ）

局の中に入っております。4事務局の中にですね。

○議長（ 岩永 正太 ）

だから実際が・・・病院1、消防1と書いているから、議会事務局と入れているとまだ良かったわきたい。わかりやすかごと。18しきや見えんごとなろうが。

そいけん、3ページのところを見るぎんた、課長クラスが20名ということになりますね。

はい、どうぞ。

○2号委員（ 田代 正昭 ）

ちょっと、総合窓口について説明をしてください。

西有田が、総合窓口の課長がいて、有田の場合は、住民課に総合窓口となっているんですけど。ちょっと、そこら辺の仕組みを。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは、担当の部会長から説明させます。

○西有田町総務財政課長（ 上瀧 幸二 ）

失礼致します。

第5回の協議会の基本的なフレーム案の中には、両町というか、両庁舎に、それぞれ総合窓口の課を置くということに致しておりましたが、色々協議をした中で、今回の事務組織及び機構の取扱いの調整内容の根幹をなします、いわゆる行財政改革。それと、住民の利便性、サービスの向上とか維持、そういったものを確保するという観点から、色々協議を致しまして、有田の庁舎の方には、いわゆる住民サービスの基本であります、住民、それから税務、この両課が設置されるということで、そういった総合窓口と言う一つの課まで設ける必要もないんじゃないかということがございまして、住民課の中に、総合窓口のセクトを設けるということに致しまして、西有田町舎の方には、そういった住民あるいは税務の部署がございませんので、そういった業務については総合窓口の課を設けまして、その中で、住民サービスの低下を招かないような体制をとるということに、そういう考え方に基きまして、有田町舎の方には設けておりません。

○議長（ 岩永 正太 ）

住民課の中に総合窓口の係りを置くと。西有田の場合が税務と住民課、直接的な関係の課がないものですから、やはり総合窓口の担当を置くべきだろうということにしているようですね。

よろしゅうございますか。

それでは、具体的調整内容については、町議会と監査委員会、この部分を除いて提案通り決定するという方法、こういう形を取りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議会と、それから監査委員会の事務局については、大体議会事務局が監査委員会を兼ねておりますので、議会でどう決まるかによって変わると思いますので、早急に両議会共、お話し合いをして頂いて、次の協議会等で、何か結論が出るように努力をして頂ければと思います。

そういう形で、議会と監査委員会を除いて、他のところについては、提案どおり、ご承認していただけますか。

○全委員

はい。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは、協議第56号の、事務組織及び機構の取扱いの具体的調整内容につきましては、町議会と監査委員会については、両町議会で調整をして頂くということで、次の協議会でも、ご報告をして頂きたいと思えます。

それでは、それ以外については、提案のとおり決定させて頂きたいと思えます。

それでは、ただ今申し上げましたとおり、この一部については、継続協議ということで行きたいと思えます。

次に、協議第57号の慣行の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

説明させて頂きます。レジュメの11ページをご覧ください。

慣行の取扱いについてということで、調整内容が、町章、町の花、町の木及び町民憲章は、新町において定める。こちらが、平成16年11月15日、第1回協議会で確認されたものです。今回の提案、具体的調整内容が、町章は公募を行い、協議会において選定し、合併の日に定める。町の花、町の木及び町民憲章は合併後に定めるとなっています。

別冊資料2の4ページをご覧ください。

慣行の取扱いの参考資料、慣行の状況になります。有田町が、昭和29年4月1日、町制施行です。西有田町が、昭和40年4月1日となっております。

町章ですが、有田町が、昭和33年12月12日に、町内から一般公募により決定され、町制施行後4年と8ヶ月後の、昭和33年12月に制定されています。

西有田町が、昭和40年4月に一般公募により決定され、町制施行後1ヶ月以内の、昭和40年4月に制定されています。その下から町の花、町の木、町民憲章、こちらが合併後に定めるとの提案になっています。

次の5ページをご覧ください。

調整内容の方、先ほどのとおりです。具体的調整内容の括弧の調整方針、こちらご覧ください。

公募要綱及び選定委員は、協議会において定めるとなっております。こちら次回以降の協議会で、提案していきたいと考えております。

参考までに、参考事例として、県内の参考事例、白石町が町章、町民憲章、町花、町木、町歌及びシンボルマークについては、新町において制定するとされていましたが、合併前に公募されて、町章を制定されています。

武雄市が市章、市民憲章、表彰及び市の木及び花等については、新市において定めるものとしてとされていましたが、現行の武雄市の市章を新市でも、引き続き使用することとされています。

嬉野市、市章については、合併までに検討し、合併時に制定する。市の木及び花及び市民憲章、市民表彰、宣言については、合併後に調整するとされ、平成17年5月25日開催の合併協議会で、公募要領について協議される予定となっております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、ただ今の説明がありました。

何かこの提案について、ご質問等ございませんでしょうか。

○事務局長（ 福島 清人 ）

補足で説明させて頂きましても、参考事例の方で、白石町、武雄市、嬉野市ということで説明致しましたけれども、新町において制定するという取り決めを、どこでもされていたんですけれども、やはり新町になって開庁式ですね。そういったものをする時に、町章、町のマークあたりを決めていた方がいいんじゃないかということで、他の市町でも、こういった合併までに公募をして決めておられるということでございます。そういうことで、今回こっこの合併協議会でも、そのように、取りはからった方がいいんじゃないかと。開庁式には、ちゃんと町のマークがあった方がいいんじゃないかということで、今回提案しておるところでございます。

○議長（ 岩永 正太 ）

どうでしょうか。

何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

○2号委員（ 田代 正昭 ）

公募の方法ですけれども、公募の方法としては、事務局としては、どのような案を考えておられるか。

○事務局長（ 福島 清人 ）

今回は、一応公募をするということを決めていただきたいなということだけで、考えておるわけですけど、そういうことになりますと、確認いただけますと、次回の協議会の席で、そういった公募の要綱・要領なり、そういったものを詰めて、お示ししたいなと考えております。ただ、今のところ事務局で考えておるのは、全国的な公募を試みたいなということも考えております。

○議長（ 岩永 正太 ）

一応、事務局で要綱なんかを作る予定にしておりますけど、今日は参考意見として、お聞きしてもいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

いいですか？

そういう案をお持ちで御座いましたらね、今日はもう、発表願います。

○事務局長（ 福島 清人 ）

実は、私たち事務局の考え方としては、この公募を8月、7月の下旬夏休み入る前までには、全国的に公募をかけたいなと思っているんです。それは、どこでも、高校あたりにデザイン科あたりもありますし、大学、芸大とか、そういったデザインあたりを専門としている教育機関もごさいます。

そういったところに、夏休みの宿題ということで、取り組んで頂ければなということで考えておりました、次回の協議会を7月に予定をしておりますので、その時に、具体的な要綱・要領を詰めたということで考えておりました、今のところ、案というものは持ち合わせておりません。申し訳ございませんけれども。

○議長（ 岩永 正太 ）

基本的には全国規模で募集すると、言うことだよな。

○2号委員（ 田代 正昭 ）

有田のマークは、使えそうにもなかいですね？ 極端に言うぞ。

そうした場合に、それをのけて、新たに公募されるのか？

○議長（ 岩永 正太 ）

公募となりますと、先入観、そういうのは置いて、新しく、特に新町の将来像とかビジョンなんかあるでしょう。ああいうものとか、今の有田の姿、そして西有田の姿なんかを、そういうものを比較しながら、多分、してもらって、これまでのやつを、当然こだわりを、それは？。

○事務局長（ 福島 清人 ）

それも含めて、次回にお願いしたいなと思っていましたけれども、ある市町では、今まであった、あれは全然使わないと。まったく外すということもあるようです。場所といいますか、ある市によっては、武雄市のように、現在の武雄のマークをそのまま使うとなったところもごさいます。

○2号委員（ 田代 正昭 ）

唐津は？

○事務局長（ 福島 清人 ）

恐らく、まだ決まってないんじゃないでしょうか。

○2号委員（ 田代 正昭 ）

そうですか。

○議長（ 岩永 正太 ）

次の協議会に、一応要綱の案と、そういった色んな具体的なことを事務局で検討してもらって出しますということでいきたいと思います。

○事務局長（ 福島 清人 ）

町章を、合併までに作るということで公募するという事。

○議長（岩永 正太）

まず、公募するという事、皆さん方よろしゅうございますか。

○全委員

はい。

○議長（岩永 正太）

それでは、事務局から説明がありましたとおり、合併前に、この町章を作ると。そして、それについては公募をするということで、ご承認をお願いしたいと思います。

それでは、3のその他に移ります。

事務事業の調整要領及びスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（千代田 一茂）

レジュメの方の資料が12ページをお願い致します。

事務事業の調整要領及びスケジュールということで、協議会の委員さんには、お知らせという形になって参りますけれども、ページの12ページ、13ページにつきまして、事務事業の調整要領になっております。

若干説明を致しますと、基本方針と致しましては、これまで調整を行なってまいりましたけれども、それまでと、これからは変わらないということで、6つの原則により、調整を行なっていきたいということで考えております。

一体性確保の原則、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則、適正規模準拠の原則という、6つの原則で今後も調整を行なっていきたいということで、考えております。

事務事業の調整項目のランク分けになって参りますけれども、資料、若干飛びますけれども、14ページをよろしくお願い致します。

事務局と致しましては、今後合併までに調整を行なう項目数として、約ではございますけれども、850の項目を想定致しております。

その中で、これまで協議会で提案をし、確認をされて参ったものが、項目数にして、約250程ございます。

協定項目と致しましては、44項目ということでしたけれども、細部に渡れば、項目数にして250程の項目になっております。

その他にも、600近くの項目があるわけですが、その中で、幹事会で確認をするもの、これについて、ランクをBランク、各部会、専門部会で確認をするものをCランク、調整の必要がないものをDランク、先ほど申しましたように、協議会で確認をしたものをAランクということで、850の項目を4つに、ランク分けを致しております。

今後の協議会への提案を行っていく分が、Aランクの中でもA2ランク、A2というところで、合併までに調整する。これまでの確認の中で、合併までに調整するという確認を行なったもの、これにつきましては、具体的な調整内容について、今後の協議会へ提案を行なっていきたいと、いうことで考えております。

Aランクの中で、A3。これにつきましては、これまで合併後速やかに調整するとか、合併後調整すると確認をしたものになって参りますけれども、ここらあたりにつきましては、合併後の方向性等を

必要に応じて、協議会の方へ報告をしていくということになって参ります。

そこで、提案の時期等になって参りますけども、資料の15ページをお願い致します。

ここに、具体的調整の提案時期及び内容ということで、7月・8月・10月・12月ということで、今後の協議会を予定致しておりますけれども、こういうふうな提案で行きたいと、項目を提案していきたいということで、予定をしております。

10月の協議会を大体目途に、これまで合併までに調整すると確認をしてきたもの、先ほどA2と申しあげましたけれども、これを具体的な調整案を提案をして確認をしていただければと考えております。

それから、その後、大体年内ぐらいを目途に、合併後調整するとか、合併後速やかに調整するといった確認を行なったものの方向性等を示すことが出来ればと、考えております。

尚、別冊資料1。これが、これまで協議会で確認を行なってきた、全協定項目の協議結果ということになっています。

以上です。

○議長（岩永 正太）

何か、この件についてご質問等がありましたら、承りたいと思います。

はい、どうぞ。

○2号委員（蒲地 豊）

レジュメの15ページですね。7月の提案になる「地方税の取り扱い」主な内容、都市計画税、納期というようになっておりますが、この件について、説明を求めます。

○事務局員（千代田 一茂）

ただ今のご質問の件ですけども、7月の第12回の協議会で提案を予定しております内容の中に、地方税の取扱い、都市計画税納付となっている分につきましてですけれども、これまで協議会の中で地方税につきましては、第2回の協議会で確認をして頂いております。

その中の内容が、都市計画税については、合併までに調整する。それから、納期についても合併までに調整するという確認をして頂いておりますので、そこら辺、細部に渡って、具体的に、そういう都市計画税をどうするのかと、納期はどうするのかといったところを、税務部会等でまず詰めまして、方向性、ある程度合併後の調整案、具体的内容をお示し出来ればということで考えております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

よろしゅうございますか。

<よろしゅうございます>の声あり

その他ございませんか。はい、どうぞ。

○3号委員（嘉村 泰幸）

質問とちょっと違いますけれども、私たち、疎い者からすると、例えば今日、資料を貰うと、一生懸命読むだけで、質問もわからんような状態がありますので、出来れば読む時間というか、一日だけでも早く、資料が我々の手に渡らないかなということが常にあったんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岩永 正太）

はい、わかりました。確かにそうだと思います。

ちょっと部会を開いて、幹事会を開いてやりよると、時間的に、その辺を少し余裕を持って開いていただいて、提案する前に、これから資料は、ぜひ委員さんに配布をして頂くように、事務局にお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、わかりました。そのように取り計らいます。

○議長（ 岩永 正太 ）

その他ございませんか。

ないようでしたら・・・。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

6月は無くて、7月にですよ、この協議会がなされるような内容で御座います。で、7月にですよ、1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 10件の協議項目があるわけですね。で、何回かせんと消化仕切れんだろうと思うんですけども、そういう意味合いを持って、6月議会があるから、恐らく、その辺がなかなか出来ないと思うんですが、6月にどうしても出来ないんですか？ 出来なかったら、分かりますが、7月に何件ぐらいの、ご予定で開催をされるのか、その辺の目論見は、立てておられますか？

○議長（ 岩永 正太 ）

事務局どうぞ。

○事務局長（ 福島 清人 ）

今のところ、ここに11回・12回、7月を12回、8月を13回ということで、7月は1回のみとの考え方でおります。

ただ、ここで7月に、8・10本ですか。それまでに、このように提案できるように、分科会あたりで確認とれるかどうか、その辺も、我々まだ確たる確証はないんですけど、出来るだけまとめていきたいと。

基本的なことは決まっておりますので、44項目の協議の中で基本的には、決まってる訳ですね。細部の詰めのところがないということの状況ですので、確認していただく内容等についても、ほとんど皆さん方ご理解いただける内容かなと考えております。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

私も、事務方で折衝されて、提案される訳ですね。私たちは、これは慣れたことで、私もそのように思いますけれども、まあ、何かはあるかも分からないから、そういうことで、1回で出来るか、懸念もなきにしもあらずですから。

○事務局長（ 福島 清人 ）

一応予算の方は、月にいっぺんぐらいつつ出来るような形で、予算上は計上致しておりますので。

ただ、皆さん方に、出来るだけ、お手をわずらわせたくないと、暇をわざわざ作って頂いてということになりますので、その辺の事等を考慮しながら、こういう、一応、案ということで考えております。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

その辺、宜しくお願いします。

○議長（ 岩永 正太 ）

どうでしょうか。他にございませんか。

○2号委員（ 諸隈 英博 ）

1点だけお願いします。14ページ、15ページに関連して、AランクがA1からA3まで、そして、B、C、Dとあるわけですけれども、この協議会で話し合いをして、確認をするというのは、AランクのA3迄で、B以下は協議会に入らないと理解していいんですか？

と、言うのは、次のページの、43まで取扱いがあるわけですね。

これは、全部、A3までに入るような内容と理解していいわけですか？

○事務局長（ 福島 清人 ）

いや、15ページに掲げておりますのは、44までの協議です。44は、もう、土地開発公社ですので、ある程度確認をされております。ですから問題はないと思うんですが、ただ、ここに43項目挙げておりますが、その中で、もう決まったもの、A1になるものも入っていると思います。

ですから、そのA2・A3がこの中に入っていれば出てくると。入っていなければ出てこない。ただ44項目のうち、こういう項目がありますよという感じです。

具体的中身まで、たぶんそこまで……。全部入っているそうです。

ですから、B・Cについては、協議会までは挙がってこないということになります。

○2号委員（ 諸隈 英博 ）

今の説明で、二百数十項目あるとか、全部合わせれば、850項目あるとかいうような説明がありましたので、それが全部協議会にかかるのかなとびっくりしておりましたけれども、まあ、協議会でするのは、Aランクという判断でいいわけですか？

○事務局長（ 福島 清人 ）

そうです。

○1号委員（ 江崎 幹夫 ）

ここにあげているのは、48しかなかじゃなかですか。

例えばですよ。こっちに199あるんですよ。この調整はどがんなっとるのかなということ、今思うとらしたと思うとですよ。どがんなっとですか？協議会にあげるとは、48しかなかとですよ。ね。

○議長（ 岩永 正太 ）

いやいや。14ページをもう一回見てもらおうと、199、これは、町長助役会後協議会へ報告することになっておりますから、必ず報告するやろう？

下の22についても、必要に応じて協議会に報告をしていくわけでしょう？

だから、下の方の243と260と93。これが、一応もう幹事会で止まってしまって、協議会には報告はしませんということね。大体そうなりますから。

○事務局長（ 福島 清人 ）

ただ、地方税の取扱いの中でも、これは一つの協定項目ですけれども、内容については、多岐に渡るわけですね。

分かります。枝葉がつかます。そのことで199になってくると。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

今、なかなか輻輳しているようですが、10月の14回をもって、年金の199までを消化するという理解でしょうか？

そう説明せんから、分からん。

○議長（ 岩永 正太 ）

どうでしょうか。他にございませんか。

○事務局長（ 福島 清人 ）

この他に、これを積み上げた条例というのが、また別にあります。

○議長（ 岩永 正太 ）

条例は、ほとんど専決処分をするんだらうけれども、それぞれの議会で協議をする？

○事務局長（ 福島 清人 ）

いや、報告はしていきます。いろいろな内容等については。

○議長（ 岩永 正太 ）

報告だけでいいわけ？

○事務局長（ 福島 清人 ）

いや、つねに決定権は審議会に・・・。審議会であり、専決であり・・・。
内諾の形で報告はしますよ。

○議長（ 岩永 正太 ）

850もあるというと、大変だもんね。

色々あると思いますが、条例なんか一杯あるので、それを、全部出すというのは大変でしょうから、議会の方には、たぶん報告をしてもらって、一応こういう形でいきますという内諾を受けると思っていますから。

○事務局長（ 福島 清人 ）

条例も、この協議を積み上げたものが、最終的には条例ですから。

○議長（ 岩永 正太 ）

この際、条例も少し簡素化するぎ良かごたるけど。整理整頓して。

何か全体的なことでもよろしゅうございますので、ご質問・ご意見等がございましたら、伺いたいと思います。

ないですか。ございませんか。

それでは他にないようですので、これで、今回の第11回の会議を閉会致したいと思います。

本日、大変お忙しい中に、熱心にご協議を頂きまして誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第11回会議を閉会したいと思います。

お疲れ様でございました。

閉 会 （ 14時52分 ）

上記顛末を証するため、下記に証明する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員
